

住之江区表彰手続き及び選考要領

1 手続き

表彰にあたっては必要に応じ、課長及び担当課長を通じて区長あて功績調書を提出する。ただし、すでに市、府、国からの表彰受賞者は対象外とする。

2 功績調書の様式

別紙のとおり

3 表彰選考

住之江区表彰要綱第2条の表彰事由に留意の上、区長、副区長、総務課長が課長及び担当課長等の意見を踏まえ選考する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する